

事務連絡  
令和2年11月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定 御中  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 学校に設置している遊具の安全確保について

令和2年9月12日に遊具に関係する事故が発生し、別紙のとおり国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付いたします。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室学校安全係  
電話：03-5253-4111(内線 2966)  
E-mail：anzen@mext.go.jp

事務連絡  
令和2年11月2日

各都道府県及び指定都市  
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 企画専門官

### 都市公園における安全確保について

令和2年9月12日（土）午後4時頃、街区公園内において、4歳男児が遊具より頭から転落し、露出している設置面のコンクリート部分で頭を強打し負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の「4-1（3）遊具の配置及び設置面への配慮」（P24）において、「遊具は、硬い設置面には配置せず、必要に応じて設置面への落下に対する緩和措置についても検討する。」としています。

また、「4-3（2）発見された物的ハザードの適切な処理」（P56）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されますようお願いいたします。

【事故の概要】

- 発生日 令和2年9月12日（土）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況
  - ・本事故は、4歳男児が保護者と鬼ごっこ中に、遊具の登り口から誤って頭から転落し、設置面のコンクリート部分で強打し負傷したもの。  
(頭蓋骨骨折、右前腕・鎖骨骨折、全治不明)
  - ・点検業者の点検では、コンクリートの露出が報告されていたが、公園管理者は物的ハザードと認識せず、対応を行っていなかった。
  - ・事故発生後、当該遊具は使用禁止とした。

■事故関連写真



事故現場全景



コンクリートの露出状況

写真No.	規準一般規定 ⑩基礎の設計 基礎の露出がないこと	判定
16		否 2



点検状況